申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	会議室の利用許可
根拠法令及び条項		新座市立図書館規則第7条
		会議室を利用しようとする団体は、会議室利用申請書
		を提出し、館長の許可を受けなければならない。
所 管	部課係名	教育総務部中央図書館奉仕係
審		第6条 会議室を利用できるものは、市内の団体とし、
ш		利用の目的が条例第3条に規定する事業に合致してい
		るものとする。
	 関係条項	第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認め
		た場合には、会議室の利用を許可しない。
		(1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
		(2) 営利を目的とするとき。
		(3) その他管理上支障があるとき。
		次に該当する場合は、利用を許可する。
		(利用できる団体)
		規則第6条の規定により会議室を利用できる団体は、
*		次に掲げる団体とする。
査		(1) 条例第9条第2号に規定する図書館資料の貸出し
		を受けることができる団体で、会議室において、次
		の利用目的に掲げる活動を行おうとする団体
		(2) 新座市又は新座市教育委員会
		(利用目的)
	基準	会議室においては、次に掲げる活動等を行うことがで
		きるものとする。 (1) きまるワルギス明かみ この仏地域の図書館活動
	(未設定の場	(1) 読書会又は読み聞かせ、その他地域の図書館活動 (2) 対面朗読、音訳及び点訳資料の製作等障がい者奉
		(2) 刈田切乱、目訳及い忠訳貝科の袋中寺障がい有挙 仕
	合はその理由)	
		立図書館長(以下「館長」という。)が認めたもの
基		(4) 新座市又は新座市教育委員会が主催する事業
		(年) 初注印入区初注印教育委员云是了公事来
		 次の各号のいずれかに該当する場合には、会議室の利
		用を許可しない。
		(1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
		(2) 営利を目的とするとき。
		(3) その他管理上支障があるとき。
	<i>b</i> 4	
	参考事項	新座市立図書館会議室利用申請事務取扱要領
2011		
準	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成31年4月1日最終変更)
<u> </u>	l	

標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)